

## 鳥取県パートナー県政推進会議開催要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、県民参画基本条例の理念を具体化したパートナー県政の実現の取組や、県民が県政の担い手として県政参画するために必要な仕組みづくり、将来の鳥取県が目指す方向性の参考とするため、有識者等の意見を聴取することを目的として開催する鳥取県パートナー県政推進会議（以下「推進会議」という。）の運営について、必要な事項を定めるものである。

## (意見を求める事項)

第2条 推進会議は、次の事項について、専門的見地等に基づく意見を聴取する。

- (1) 県民と県政との協働のあり方
- (2) 今後の行政や地域における課題や対応策
- (3) その他、県民参画基本条例の理念実現のために必要な事項に関する事

## (構成員)

第3条 推進会議は、意見を求める事項に関して知識又は経験を有する者のうちから地域社会振興部長が依頼した者（以下「委員」という。）により構成する。

## (座長)

第4条 推進会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は会議の進行を務めるものとし、座長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員が代理する。

## (会議)

第5条 推進会議は、地域社会振興部長が必要に応じて招集し、開催する。

- 2 地域社会振興部長は、必要があると認めるときは、推進会議に委員以外の者を出席させることができる。

## (庶務)

第6条 推進会議の庶務は、地域社会振興部県民課において行う。

## (雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、推進会議の運営等に関して必要な事項は、県民課長が別に定める。

## 附 則

この要領は、平成30年4月27日から施行する。

この要領は、令和元年8月20日から施行する。

この要領は、令和2年6月16日から施行する。

この要領は、令和5年9月21日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。